

民俗芸能の観光への活用に関する観客の視点からの考察

－阿波人形浄瑠璃を事例として－

A consideration on folk performing arts as a tourism resource from the point of view of the audience

:The case of Awa-Ningyo-Joruri in Tokushima

MJC07037 岡村 智治

Tomoharu Okamura

指導教官 垣内 恵美子

Adviser. Prof. Emiko Kakiuchi

Abstract.

Awa Ningyo-Joruri is a kind of folk puppet theaters exist in Tokushima prefecture. By the local government, it is not only protected as a cultural property, but also utilized as a tourism resource. The aim of this report is to consider the effective way to vitalize the tourism for Awa Ningyo-Joruri by the survey of the audience. As a result, it is revealed that cooperation with other tourism resources is important to increase the number of tourist because Ningyo-Joruri is not necessarily the main purpose of their travel. And it is confirmed that the audience has demand for various repertoires and a guide to puppet manipulation and an outline of the story. And it is also revealed that tourism is useful to disseminate cultural property's value to people.

Keyword: folk performing arts, intangible folk cultural asset, Awa-Ningyo-Joruri, tourism, audience

キーワード：民俗芸能、無形民俗文化財、阿波人形浄瑠璃、観光、観客

序論 研究の背景、目的、先行研究及び論文の構成

日本各地に残る民俗芸能は地域のアイデンティティを形成する貴重な文化である。しかし生活形態の変化に伴い、その伝承が困難となっている場合も少なくない。昭和 25 年に制定された文化財保護法は、こうした民俗芸能を文化財として保護している。その一方で、平成 4 年には「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（以下、地域伝統芸能等活用法という。）が制定されたように、民俗芸能を観光資源として地域の活性化に生かしているという動きも存在する。文化財保護の観点からすると、民俗芸能を観光に活用することは芸能に

変容をもたらす可能性もありその点は留意が必要であるが、伝承の活性化や文化財の普及・啓発には有効であると考えられる。そのため近年の文化財政策においては保存のみならず、その活用も重視していく姿勢がとられている。

本研究の目的は、民俗芸能の観光への活用について、アンケート調査により観客の特性やニーズを把握し、その活性化の方途について考察することである。事例としては徳島県の阿波人形浄瑠璃の観光活用を取り上げる。

これまでになされてきた民俗芸能と観光の関係に関する研究は、芸能自体あるいは伝承者の意識に観光が及ぼす影響を扱ったもの、またはそうした芸能の変化に対し文化財保護の役割を問い直す

ものが中心であった。観光等の場に訪れる観客に着目した研究は少ない。とくに観光の活性化という観点から観客に着目した研究はないため、本研究ではその観点からの考察を行なう。

本論文の構成は以下のとおりである。

序論 研究の背景、目的、先行研究及び論文の構成
第1章 民俗芸能の保護と観光活用の関係
第2章 阿波人形浄瑠璃とその観光活用
第3章 アンケート調査の概要、集計結果とその考察
結論及び今後の研究課題

第1章 民俗芸能の保護と観光活用の関係

日本の文化財保護制度は明治以降、有形の文化財保護を中心に形成されてきた。昭和25年に文化財保護法が成立し、無形の文化財をも対象とすることになり、民俗芸能も無形文化財として保護されることとなった。その後、昭和29年の保護法改正により無形文化財にも重要無形文化財への指定制度が導入されるようになったが、古典芸能との価値の観点の相違から、民俗芸能が指定を受けることはなかった。昭和50年の保護法改正により、民俗芸能は無形民俗文化財として保護されることになり、また重要無形民俗文化財への指定制度も設けられ、指定を受けることとなった。

無形民俗文化財保護は地域での伝承の維持を目的とし、伝承者の養成や伝承地での公開、地域住民への周知や用具の修理等への支援等、その担い手である伝承者や地域住民に働きかけることが中心的な手段となっている。

一方、観光立国推進法やそれに基づく観光立国推進基本計画に明記されているように、今日では文化財は貴重な観光資源として観光政策の中に位置づけられている。とくに民俗芸能に関しては平成4年に成立した「地域伝統芸能等活用法」によ

り、そのイベント化が促進されている。

地域伝統芸能等活用法の成立過程や成立後には、観光に民俗芸能を活用することは、民俗芸能に変容をもたらすのではないかという意見も示された。

しかし文化審議会の報告等に見られるように、近年では文化財保護の観点からも文化財を積極的に活用していく方向性がとられている。社会全体で文化財を保護していくにはその価値を多くの人が共有し、文化財保護の重要性を認識し関心を持つ必要があるが、観光は文化財の理解や関心を高めるのに役立つため、無形の文化財に関してはその変容に留意する必要があるとしつつも、観光との両立をはかっていく必要があるとしている。

民俗芸能に関して、文化財保護政策とその観光への活用政策相互の影響関係を整理すると、文化財保護は地域での伝承の維持を目的とする一方、観光資源となりうる文化財の保護に役立っている。それに対して観光活用政策は、基本的には観光や関連する商工業等の振興およびそれによる地域の活性化を目的とするが、その一方多くの人に芸能を見せることにより伝承者の意欲の向上につながり、また芸能の普及に役立っている。民俗芸能の保護はこれまで地域内の伝承者や住民への働きかけが中心的な手段であった。しかし地域内のみで伝承を維持することが難しくなりつつあり現状では、広く地域外にも協力を仰いでいく必要があり、そのための文化財の普及という点では、広く地域外の人にも普及が望める観光活用には利点がある。そのため、民俗芸能の観光への活用は、その変容という点に配慮しつつも、保護の観点からもこれを推進していく必要がある。

第2章 阿波人形浄瑠璃とその観光活用

阿波人形浄瑠璃は阿波踊りと並び徳島を代表する芸能である。徳島には享保年間（1716～35年）

には人形座が存在したとされるが、徳島藩主の手厚い保護により人形浄瑠璃は繁栄した。明治期には最盛期を迎えたが大正期以降衰退が始まった。

しかし衰退を食い止めるために昭和21年には阿波人形浄瑠璃振興会が結成され、また昭和33年には徳島県の文化財として、平成11年には重要無形民俗文化財として国の指定を受けている。

今日では14の人形座、4つの大夫部屋が阿波人形浄瑠璃振興会に加盟し、その伝承を担っている。また人形の頭の製作が現在でも盛んに行なわれている。かつて人形浄瑠璃が上演された農村舞台も100棟現存し、これらは他にはない徳島県独自の貴重な文化資源となっている。

徳島県では文化振興条例及びそれに基づく文化振興基本方針において文化を地域の活性化に活用していくことが謳われている。それに基づき、県の行動計画である「オンリーワン徳島行動計画」においても、阿波人形浄瑠璃を観光資源としても積極的な活用を図るとしている。そしてその拠点施設として徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の活動、農村舞台の観光への活用等が推進されている。

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷は観光客を主な対象として連日阿波人形浄瑠璃『傾城阿波の鳴門』の上演を行なっている。

また現在10ほどの農村舞台で人形浄瑠璃の公演が行われているが、その観光への活用も試みられている。県からの委託を受けた徳島県観光協会では農村舞台公演時に観光客に無料でガイドを行なうボランティアガイドを養成している。

阿波人形浄瑠璃の観光活用の現状を把握するために関係者へインタビューを行なったところ、阿波十郎兵衛屋敷に関しては、入館者数の増加、関心のある観客の増加が課題となっているということであった。しかし現状ではリピーターは少なく、また阿波十郎兵衛屋敷を旅行の主目的として徳島を訪れる観客は少ないということであった。また

農村舞台の観光活用については、まだまだ県外から訪れる観光客が少ないということであった。

第3章 アンケート調査の概要、集計結果とその考察

前章で明らかになった阿波人形浄瑠璃の観光活用の課題を再度観客へ直接問うことで再確認し、解決の手がかりを得るために、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の実施概要は以下のとおり。

調査期間：平成20年10月11日～13日
調査対象：阿波十郎兵衛屋敷を訪れた観客
配布枚数：306枚
回収枚数：250枚
回収率：81.7%

質問項目は基本的な属性のほか、インタビューから判明した課題を再確認するために阿波十郎兵衛屋敷への訪問回数・来訪理由・満足している点、関心のある観光地、伝統芸能や人形浄瑠璃への関心・経験、農村舞台を知っているかを尋ねた。また課題解決のために今後阿波十郎兵衛屋敷に期待する活動、再来訪への意向、入館料に関する感想、他に訪れる観光地、阿波十郎兵衛屋敷を知った情報源、農村舞台公演への参加の意向を尋ねた。

集計の結果、観客のプロフィールとしては、男性(41.2%)より女性(47.2%)のほうがやや多く、年代としては50代(27.2%)、60代(23.2%)が多く、50代以上が全体の6割を占めた。観客は県外からの観光客が大半(85.6%)を占め、同伴者としては家族と訪れる人(38.8%)が最も多く、次に職場・学校(27.6%)、友人・知人(27.6%)が続いた。

旅行で訪れる観光地の中で阿波十郎兵衛屋敷に最も関心があったと答えたのは2割弱(18.8%)で、また来訪理由としては旅行の一環でという回

答が約半数（48.4%）を占めた。

阿波十郎兵衛屋敷への訪問回数は2回目以上と回答したのは11.6%であった。県内の観客ではリピーター客の割合が52.6%であったのに対し、県外の観客に占めるリピーターの割合は4.7%に留まった。

農村舞台について知っているとは回答したのは27.2%、県内の観客では68.8%を占めたのに対し、県外からの観客では20.1%に留まった。また、農村舞台の人形浄瑠璃公演への参加の意向を示した人の中でも知らないと答えた人が63.3%を占め、知っていたのは36.6%に留まった。

以上のような集計結果から、阿波十郎兵衛屋敷の観客数の増加のためには、阿波十郎兵衛屋敷単体で観光客を呼び込むよりも、他の施設との連携により集客するほうが効果的であると考えられる。連携する観光地としては、多くの観客があわせて訪れている阿波おどり会館、渦の道が挙げられる。連携の手段としては共通入場券の作成により、訪れやすくすることで潜在的な観客を呼び寄せることが可能と考えられる。

現状では少ないリピーターを増やしていくには観客が期待しているサービスに対応する必要がある。アンケートの結果、「いろいろな演目が見られること」を希望する人がもっとも多く31.2%を占めた。次いで「人形の動かし方や仕組みについての解説の充実」（30%）、「芝居のあらすじや背景についての解説の充実」（21.2%）が続いた。また、義太夫節については生演奏の上演とテープ演奏の上演では満足した人の割合に違いがあったため、現在テープ演奏である平日の公演も生演奏化することが望まれる。

農村舞台に関しては、県外への周知の徹底が観光活性化のためにまず必要である。周知の方法としては、多くの人が情報源として回答した雑誌・ガイドブック、旅行会社を通じた宣伝・営業活動

の強化が考えられる。

なお、人形浄瑠璃への関心については阿波十郎兵衛屋敷へ訪れる前から関心を持っていたのは29.6%であったが、それに加え30%の人が訪れて関心を持ったと回答しており、民俗芸能の観光活用が文化財の価値を普及する有効な一手段でありうることが明らかとなった。

結論及び今後の研究課題

本研究により、阿波人形浄瑠璃の観光活用を活性化させていくためには、阿波十郎兵衛屋敷の観客数増加に関しては阿波おどり会館や渦の道等の他の観光地との連携、関心のある観客の増加に関しては演目の多様化、人形についての解説の充実、あらすじ・背景等の解説の充実、義太夫の生演奏化が必要であることが明らかになった。また農村舞台の観光活用の活性化にはまずは広報・宣伝活動の充実が必要であることが確認された。また、阿波十郎兵衛屋敷の活動がそれまで人形浄瑠璃に関心を持っていなかった人に関心を持たせていることも分かり、文化財の観光への活用のメリットも明らかとなった。

本研究では観光活性化の観点から調査の対象を観客に限定した。しかし、文化財保護の観点からは伝承者への影響の把握が不可欠である。観光で人形浄瑠璃を見ることが伝承者の伝承意欲の向上につながっているか等の観光活用の利点の側面からのみならず、芸能の変化等の側面からも調査を行なう必要がある。とくに芸能の変化に関しては、観光面に文化財保護がどのように関わっていくべきであるのか、その理念とともに、具体的な方法が今後議論されていかななくてはならない。